

## ヒグマ対策技術者育成のための捕獲について【制度概要】

- ヒグマ対策に必要な人材を育成し、地域の危機管理体制の充実を図ることを目的とする。
- 「その他公益に資する」（技術伝承目的）と認め許可するものであり、被害（未然）防止のための有害駆除とは異なる。
- 平成 17 年から渡島半島地域で実施。平成 28 年から全道を対象に実施。

### 【制度等】

- 北海道ヒグマ保護管理計画（H26 年 3 月）に基づく施策
  - ※H29 年度より、北海道ヒグマ管理計画
- 鳥獣保護管理法第 9 条に基づく許可捕獲（同条第 1 項「その他環境省令で定める目的」、同法施行規則第 5 条第 8 項「鳥獣の保護その他公益上の必要があると認められる目的」）
- 捕獲許可の取扱い等については、鳥獣保護管理法（法、施行規則、施行細則）、道の鳥獣捕獲許可取扱要領及び鳥獣捕獲許可基準のほか、「ヒグマ対策技術者育成のための捕獲」実施要領に定める基準による。
- 実施に当たり、管理計画の地域区分又は（総合）振興局の管轄等を基に実施地域単位を定め、その地域単位ごとに実施期間や区域、捕獲上限頭数を定める実施方針を毎年策定。

### 【「ヒグマ対策技術者育成のための捕獲」実施要領】

対 象 地 域	北海道ヒグマ管理計画の対象地域		
実施方針の策定	管理計画の地域区分及び（総合）振興局の管轄等を基に実施の実施地域単位を定め、個別に実施期間、実施区域、捕獲上限頭数、安全の確保等を定める実施方針を毎年策定		
許可基準	市町村申請	申請者	地域単位内かつ実施方針に定める実施区域を含む市町村
	市町村申請	従事者	1 件につき 2 名以上 第一種銃猟免許所持者（原則第一種銃猟狩猟者登録を受けた者）
	市町村申請	捕獲区域	申請市町村の区域内 特に必要がある場合、隣接する市町村の区域を含む
	個人申請	条 件	原則本事業の対象とはしない 実施区域内の関係機関合意が得られている場合に限り対象とする
	個人申請	申請者	地域単位内に居住する第一種銃猟免許所持者（狩猟者登録を受けた者） 所属する猟友会支部長の推薦を受けた者
	個人申請	捕獲区域	申請者が居住する市町村を含む実施方針を定めた地域単位の実施区域内
猟 具	銃器に限る		
許 可 条 件 (法第 9 条第 5 項)	穴狩りは行わないこと 捕獲数が上限に達し、捕獲中止勧告を受けた場合は捕獲を中止すること		
指 導 事 項	親子連れの捕獲は行わないように努めること 複数で出動し、熟練者と経験の浅い者が含まれるよう努めること 事前に入林承認等の手続等を行うこと 事故の防止に万全を期すこと		
出 動 日 報	出動日ごとの状況を出動日報に記録し、捕獲期間終了後、速やかに提出		
捕 獲 速 報	捕獲者は、ヒグマ捕獲票により直ちに振興局に報告		
検 体 の 提 出	捕獲者は、試料の提出に協力		
捕 獲 中 止 勧 告	捕獲数が上限に達した場合は、道は捕獲の中止を速やかに勧告		